



1. リスクマネジメントセミナー開催

高度経済成長時代から、少子高齢化による人口減少期に差し掛かって来た現在、今まで大きな成長の陰に隠れていたリスクや全く新しいリスクが顕在化してきています。

グローバルスタンダードのかけ声のもと、つぎつぎと新しい法律の制定がなされました。

社会的責任や消費者指向、そしてコンプライアンス（法令遵守）の厳格化により、特にビジネスにおけるリスクは、今までになく多岐に渡って発生しています。

今や、ビジネスにおいて「リスクマネジメント」を体系的に学び、実践することが当然のことであり、今後の経営活動の中にしっかりと根付くことが必要となります。

個人生活においても「リスクマネジメント」を学び、そして知ることにより、夢の実現や安定した生活を営むことに貢献することになります。

そこで、私も会員になっている日本リスクマネージャー＆コンサルタント協会所属の加藤啓昭氏を講師に招き、「リスクマネジメント」を体系的に学ぶことができる「リスクマネジメントセミナー：山形特別版」を開催することになりました。

セミナー内容は、テーマとして「リスクマネジメントを知る」。

- ①リスクの視点で経営を考える
- ②危機管理とリスクマネジメントの違い
- ③リスクマネジメントと保険
- ④財務の視点から考察する
- ⑤リスク管理経営

と本来ならば各カリキュラム2時間で5回で行うコースを、3時間で一気に終える内容となりますので、全体像を網羅し、その中でも重要なポイントを押さえていく展開になります。開催要項は下記の通りとなります。

開催日時：平成20年4月12日（土） 14：30～17：30

開催場所：山形ピッグウイング 4階（402号室）

参加料：3,000円／お一人様（税込み・資料代込み）

講 師：加藤啓昭 氏（宮城県出身）

*シニアリスクコンサルタント（R）

*ファイナンシャルプランナー（CFP認定者）

*NPO 日本リスクマネージャー＆コンサルタント協会基礎課程認定講師
セミナーのお申し込みは、（有）FPコンパスまで。

電話、ファックス、メールによるお申し込みもOKです。

2. オーストラリア（豪州）は注目株

サブプライム問題で、米国の政策金利は5. 25%から3. 00%まで下がっています。

日本においても、そのあおりを受けて政策金利を上げたくても上げることが出来ない状態となっています。

しかし、この弱含みの中で、オーストラリアなどの高金利通貨が強含んでいます。

オーストラリア（豪）準備銀行（中央銀行）は2月6日に政策金利を7. 0%に引き上げました。日本との政策金利の金利差は6. 5%と大きく広がりました。

オーストラリアは雇用情勢の改善などもあって物価に上昇圧力がかかっており、年内の追加利上げ観測も出ています。

また、オーストラリアは資源国でも有名な国でもあります。

アルミニウムの原料である「ボーキサイト」、航空機や精密機械、またはゴルフクラブに使用されているチタンの原料である「チタン鉱」の生産量は世界一であります。

また、世界的に需要が伸びている「鉄鉱石」「金鉱石」「銀鉱石」「銅鉱石」「ニッケル鉱石」「鉛鉱石」「亜鉛鉱石」「石炭」「ウラン鉱石」の生産高はいずれも世界で2位～4位と、天然資源に恵まれた国であります。

また、オーストラリアの国債は外部機関から最高位に格付けされています。

それは、信用力が最も高く、信用リスクが限定期であると判断されているからです。

ここで各国の政策金利を比較してみます。

単位：%で2月18日現在となります。

日本	0. 5
米国	3. 0
英国	5. 25
ユーロ圏	4. 0
オーストラリア	7. 0
ニュージーランド	8. 25
南アフリカ	11. 0

これだけの金利差があれば、通貨の分散化の意味でも採用の検討はしても良いと思います。リスク分散の一つの方法が通貨の分散化があげられます。

金利の低い「円」だけにこだわっては、今後インフレに振ってきた場合に、金利がインフレ率に追いつかない状態となり、実質的な目減りのリスクになりうることがいえます。

2007年12月と2008年1月の消費者物価指数が1ヶ月で何と0. 8%上昇しました。これは、年換算に直しますと、9. 6%のインフレ率となります。

デフレ状態の時は、ほとんど利息が付かなくとも実質購買力は高まりましたが、インフレに振れている状態では、それを上回る運用をしなければ、実質購買力は低くなります。

つまり、何もしなければそれだけで目減りのリスクとなる状況となっています。

その中で、国情が安定して、金利も高いオーストラリアは大変魅力的な国に見えます。

私自身も昨年に引き続き、5月にオーストラリア視察（保険会社のコンベンションを兼ねて）を行う予定となっていますので、皆様に何らかのご報告ができればと思います。

3. 火災保険のあれこれ

隣の家が火事になり、その火が移って自宅が全焼した場合、あなたならどうしますか？もしそのようなことがあったら、あなたは「全額賠償しろ」と言いたくなることでしょう。しかし、明治時代にできた「失火責任法」がまだ生きており、「軽過失」（ちょっとした不注意）で出した火災は、火元の賠償責任が免除されています。

その場合は、損害賠償金を請求することができなくなるために、泣き寝入りとなります。ここで、「軽過失」とはどこまでかという問題があります。

天ぷらを揚げている最中（鍋に付きっきりの状態）に火が出た場合は、軽過失と見なされる場合が多いですが、天ぷらを揚げている最中に電話等に出て、火元から目を離している場合は「重過失」とした判例もあります。

その場合、火元の方は損害賠償責任が生じることになります。

類焼先で火災保険をかけていて、保険金が下りた場合でも、その保険会社から損害賠償金を請求されることになります。

その時にあなたを守るための方法を伝授いたします。

先ず、類焼される側から考えれば、当然のことながらしっかりとした火災保険に加入する事になります。

最低限付けておきたいのは、「新価の価格協定」にするのが現時点での理想型となります。

価格協定には「年次取得法」（建築費と建築年度により係数を積算する方式）と「概観法」（地域、工法・外壁・屋根、使用される材料の品質等より保険会社の算式により積算する方式）と2つの評価方法があります。

いずれの場合も、保険会社にとって合理的な算出法とみなされ、協定価格は保険会社が保証する保険金額となります。

その次には、補償の範囲を設定することになります。

この場合、ほとんどの方がさまざまな災害を経験したことありませんので、その地域に長くお住まいの方に話を聞いてみることも良いと思います。

しかし、地球温暖化の影響で気象が激しさを増しており、予想を超えた損害が発生することもあり得ますので、いたずらに補償範囲を狭めることは得策とはいえません。

また、地震リスクも無視できない災害となりますので、検討する必要性があります。

今年度より、地震保険の保険料控除（年間5万円まで）が出来ますので、実質保険料は下がってきます。

また、各社とも従来の「住宅火災保険」や「住宅総合保険」に替わる新型の火災保険が発売されています。

補償範囲が広くなつても保険料は安くなることもありますので、検討の価値は充分あると思います。

話は戻りますが、なぜ「新価の価格協定」なのかといいますと。

類焼された場合（重過失による）の、損害賠償金の支払い基準は、あくまで「時価額」だということです。

よって、建築年数が経っている住宅の場合、賠償金は建築時の金額に比べ少額となり、建物を建て直すにも、資金が足りなくなってしまいますからです。

その際も、しっかりした火災保険に加入していれば、火災保険から一旦、保険金が全額支

